

令和7年10月からの  
新しい障害福祉サービス

しゅうろうせんたくしん

# 「就労選択支援」がはじまります

障害者総合支援法の改正により、障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、アセスメント（本人の就労能力や希望などの評価）を行い、就労先の選択するを支援する「就労選択支援」が創設されました。（令和7年10月施行）

## 就労選択支援とは

就労系サービスの利用や一般就労を希望する障がいのある方に対して、アセスメントによる就労能力や適性の評価、就労に関する意向確認を行い、本人の希望を尊重した適切な選択を支援するサービスです。



- ・働きたいけど、なにをすればいいの？
- ・自分が好きなことを仕事にしたい！
- ・一般企業で働いてみたいけど・・・。

## 就労選択支援は「働きたい！」を一緒にかんがえます

### 利用開始 アセスメント

これまでの経験や将来への想い、好きなこと、苦手なこと、どんな所で働いてみたいかなど聞かせてください。

### 作業場面等を活用した アセスメント

アセスメントの結果を元に、様々な作業体験を就労支援施設や企業などで行うことで、現在の状況を把握し、適性を見出していくます。

### 多機関連携会議

本人、多機関の関係者を集めてアセスメントの結果を共有します。現在の状況から、目標達成のために今、何をすればいいのかなど

### アセスメント 振り返り・地域の情報提供

地域にある働く場や、実際に働いている方の情報を提供していきます。アセスメントの結果と一緒に振り返り、働く現場で生かせるようにします。

利用（支給）期間は原則1か月

（自己理解・体調・精神面の確認などの場合、1か月延長を検討可能）

## 対象者

令和7年10月～「原則利用となる方」新たに就労継続B型を利用したいと考えている方。

「希望に応じて利用できる方」現在A・B型を利用中の方。就労経験はあるが年齢による体力等の面で一般に雇用されることが難しくなった方。

令和9年4月～「原則利用となる方」新たに就労継続A型を利用したいと考えている方。

就労移行の標準利用期間を超えて更新を希望される方。